

久保家文書解題

一、伝来と受け入れの経緯

久保家文書は、新谷藩領の喜多郡今坊村の庄屋を勤めた久保家に伝わった文書で、平成十四年五月に長浜町久保茂子氏より当館へ寄託された。久保家文書は新谷藩の数少ない地方文書として、昭和四八年二月七日に長浜町有形文化財に指定されている。久保家文書については、昭和四四年頃に故桜井久次郎氏によりまず最初に整理が手がけられた。その後、伊予史談会編『郷土古文書等調査報告書3』（昭和五一年・愛媛県）に目録が掲載されたほか、愛媛大学の内田九州男研究室によっても整理が行われ、手書きの目録も作成されたが、今回当館において文書を一点ずつ文書整理用封筒に入れ、未整理文書を整理した上で新たに分類を施すなど再整理を行った。

二、今坊村について

今坊村は伊予灘に面した海付の村で、比高二〇〇〜三〇〇メートルの断崖海岸に立地しており、平地が少ない。喜多郡長浜町の最北端にあたり、その東北は伊予郡双海町と接している。はじめ大洲藩領で、元和九年（一六二二）からは新谷藩領。村高は「慶安知行高郷村数帳」「伊予国村浦記」「天保郷帳」とも変わらず四五五石七斗四升四合、そのうち田方二六五石六斗一升四合、畑方一九〇石一斗三升で、畑の多いこの地域としては珍しく、田方の石高の方が多い。幕末期の「旧高旧領取調帳」では、三七九石八斗六升三合と石高を減らしている。

寛文七年（一六六七）の巡見使の記録である「西海巡見志」では、高三七〇石、家数四一軒、船数二艘獵船、加子数三五人、うち役加子三〇人と記されている。また、「大洲秘録」には、土産として「米上、大豆下、胡麻上、薪、篠、松葉、麦、鱒、海鼠」があげられ、土地については「よろしからず、早損の地多し、兩年にはよろし、民家近来貧乏者甚多し」と記されている。村の家数や人数については、宗門人別改帳などから作成した表1に示した。

家数は一八四軒から一九八軒の間を推移するが、幕末にかけて漸増している。本門は三七軒でほぼ固定されており、この増加が家子門の増加によるものであることが分かる。人数は六七六人から七六五人の間を推移しているが、大きな人口の変動はみられない。村の中には、新田大明神、客大明神の二つの神社と、禪宗普門山慈光寺があった。

今坊村は、松本組・橋立東組・橋立西組・無事喜事組・浜組・日野裏組・大谷松久保組・峯今坊峯ヶ敷組に分かれ、庄屋一名、組頭二名のほかに、村目付一名、浜目付一名、御山番一名、五人組頭七名、年行司一名、小走二名が置かれていた。

今坊村の主体は農業であるが、それ以外の要素を記すと次のようなものがある。商業については、明治三年（一八七〇）の「商札人別取集帳」（カ4-4）に三拾目札七人、十五匁札三人、三匁札二人が記されており、三一人が何らかの形で商業に関わっていたことがうかがえる。職人は、弘化二年（一八四五）「職人御札改帳」（カ4-2）には木挽十人、大工六人、鍛冶二人、樽屋一人と材木に関わる職人が多く記されている。漁業については、天保九年（一八三八）に鯨網が一丈・鯛網が二丈あったことが記されている。また、弘化二年の「船御札受人数帳」（キ1-8）によると、九反帆三人、八反帆一人、三反帆十人の合計十四人が船を所持しており、海運業に携わる村人もいたことが分かる。

明治四年の廢藩置県後は新谷県に所属し、同年一月に大洲県と新谷県が宇和島県と合併、明治五年に宇和島県を神山県と改称、明治六年に神山県と石鉄県が合併した愛媛県に所属し現在に至っている。明治二二年の市町村制施行で黒田村と合併し喜多灘村となり、昭和三〇年（一九五五）の町村合併により喜多灘村・長浜町・大和村・白滝村・櫛生村・出海村が合併して長浜町となり、今坊の地名は大字として現在に残っている。

三、今坊村久保家について

今坊村久保家の系譜について、『大洲旧記』によれば、久保家はもと滝山城主で、久保行春の時に下城して串村に居住し、串・大久保・今坊の三ヶ村の庄屋を勤めたが、孫六郎行定の時に今坊村に移住して、以後代々今坊村庄

表1 今坊村の戸数と人数

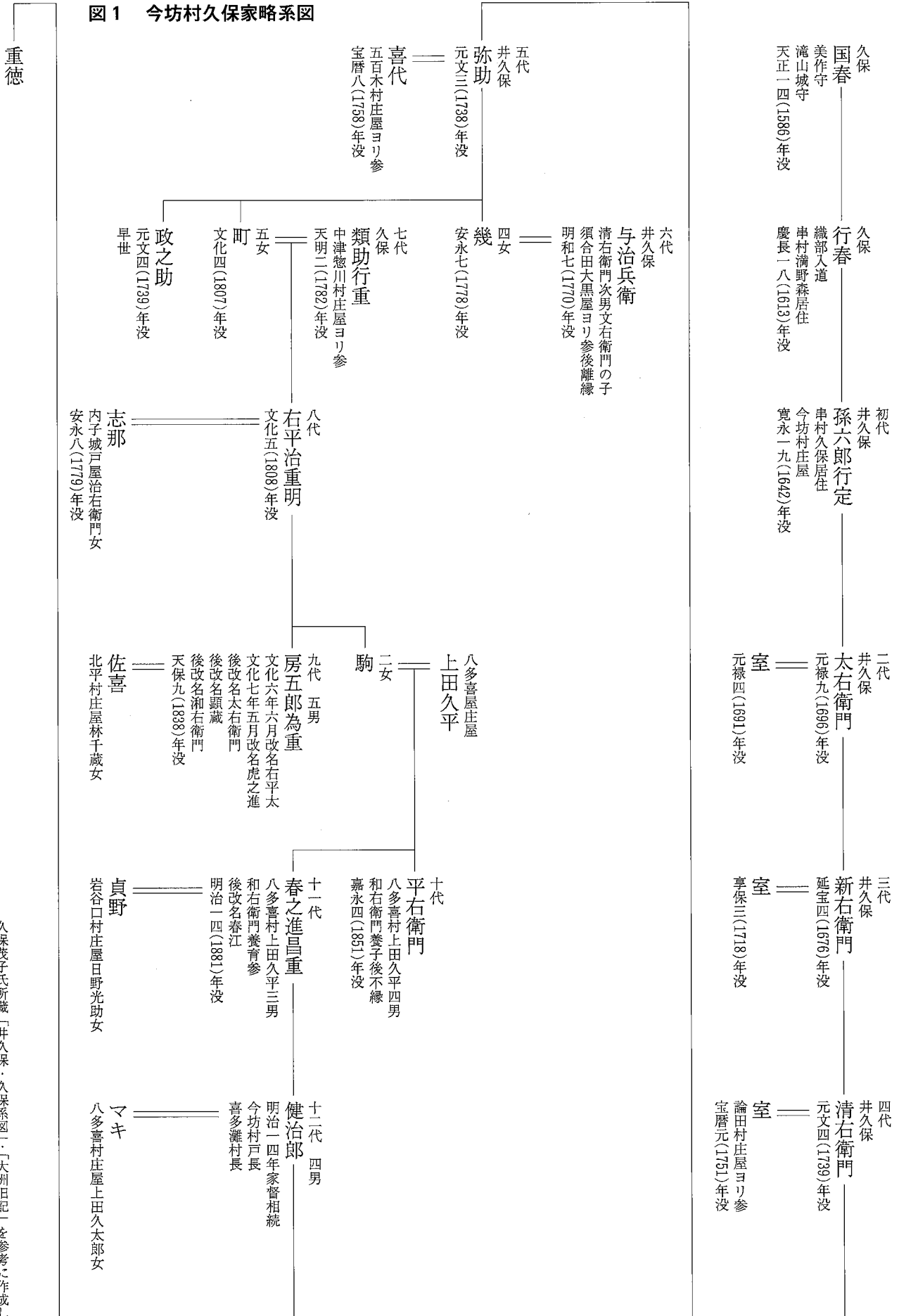
年代	家数	本門	家子門	寺門	人数	男	女	庄屋	組頭
文政10年	188	37	149	2	697	355	342	久保虎之進	義助、久太郎
天保2年	189	37	150	2	729	380	349	久保多右衛門	藤堂儀助、矢間久太郎
天保4年	187	37	148	2	748	380	368	久保太右衛門	藤堂儀助、矢間久太郎
天保5年	188	37	149	2	757	385	372	久保太右衛門	藤堂儀助、矢間久太郎
天保6年	184	37	145	2	760	395	365	久保顕蔵	藤堂儀助、矢間久太郎
天保7年	185	36	147	2	760	394	366	久保顕蔵	藤堂儀助、矢間久太郎
天保9年	187	37	148	2	758	384	374	久保和右衛門	藤堂儀助、矢間久太郎
天保11年	185	37	146	2	748	384	364	久保平右衛門	覚左衛門、矢間久太郎
天保12年	188	37	149	2	750	380	370	久保平右衛門	覚左衛門、矢間久太郎
弘化2年	189	37	150	2	722	367	355	玉井新之丞(預庄屋)	覚左衛門、矢間久太郎
弘化3年	189	37	150	2	715	360	355	久保春之進	中嶋覚左衛門、矢間久太郎
弘化4年	189	37	150	2	702	358	344	久保春之進	中嶋覚左衛門、矢間久太郎
弘化5年	189	37	150	2	716	370	346	久保春之進	中嶋覚左衛門、矢間久太郎
嘉永2年	189	37	150	2	733	378	355	久保春之進	中嶋覚左衛門、矢間久太郎
嘉永3年	189	37	150	2	747	388	359	久保春之進	中嶋覚左衛門、矢間久太郎
嘉永4年	189	37	150	2	745	384	361	久保春之進	中嶋覚左衛門、矢間久太郎
嘉永5年	189	37	150	2	742	384	358	久保春之進	中嶋覚左衛門、矢間久太郎
嘉永6年	189	37	150	2	748	389	359	久保春之進	中嶋覚左衛門、矢間久太郎
嘉永7年	190	37	151	2	754	394	360	久保春之進	中嶋覚左衛門、矢間久太郎
安政3年	190	37	151	2	765	395	370	久保春之進	津田善兵衛、矢間久太郎
安政4年	190	37	151	2	737	385	352	久保春之進	津田善兵衛、矢間久太郎
安政6年	190	37	151	2	733	380	353	久保春之進	津田善兵衛、矢間久太郎
安政7年	190	37	151	2	727	377	350	久保春之進	津田善兵衛、矢間久太郎
万延2年	191	37	152	2	728	375	353	久保春之進	津田善兵衛、矢間久太郎
文久2年	193	37	154	2	734	380	354	久保健治郎	惣助、矢間久太郎
慶応3年	198	37	160	1	722	372	350	久保春之進	藤堂儀助(助役)、惣助、矢間久太郎
明治2年	198	37	160	1	711	369	342	久保春之進	藤堂儀助(助役)、惣助、矢間久太郎
明治3年	198	37	160	1	681	352	329	玉井松次郎(預り)	西岡庄治郎(助役)、津尾覚治
明治4年	198	37	160	1	676	346	330	久保健治郎、西山権(後見)	津田久蔵、津尾覚治

屋を勤めたと記されており、久保家所蔵「井久保・久保系図」・「大洲旧記」を参考に推察すると図1のようになる。

滝山城(田風呂喜城)跡は、現在の喜多郡長浜町と伊予郡双海町の境界上に位置する壺神山から西へ延びる稜線上に築かれた標高七二四メートルの中世城郭で、愛媛県教育委員会の調査により六つの曲輪・堀切・石積遺構などが確認されている。「大洲旧記」は城主の時よりの伝来品として、鎧ならびに上り藤紋の旗を記しているが、このうち上り藤紋の旗は当館に寄託された久保家文書の中に含まれている(コ1-34)。これらの遺品は、江戸期以降も家祖を滝山城主とする家意識を形成するのに強く影響したと思われる、久保家所蔵系図の中には、同家の戦国期以前の系譜や事績を詳細に書き上げたものもみられる。

久保家初代孫六郎から五代弥助に至る間の系譜については史料が少なく詳細が不明である。五代弥助の子政之助は早世したので、四代清右衛門の孫にあたる与治兵衛が、ついで中津惣川村庄屋から類助が養子に入り家督を継承している。なお、初代孫六郎は申村井ノ辺にて出生したので姓に井の字を加え井久保と称したといい、文書上も宝暦二年(一七五二)に七代類助が井久保姓になっているのが確認できる。類

図1 今坊村久保家略系図



久保茂子氏所蔵「井久保・久保系図」・「大洲旧記」を参考に作成した。

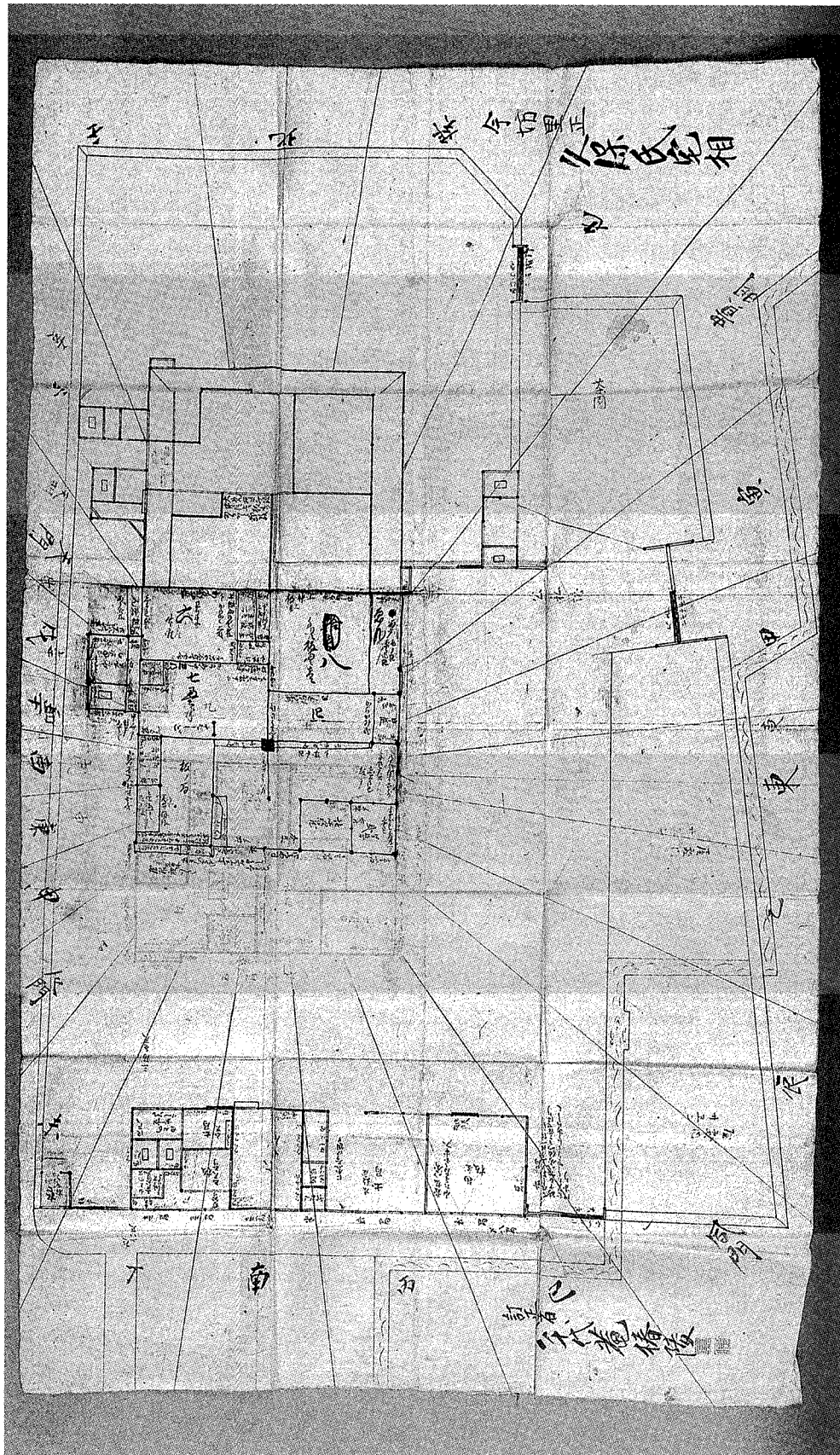


写真1 家相图 (コ1-12)

助の代に久保姓に改めたものとみえ、以後代々の当主は久保姓を使用している。

久保家文書より事績が分かるのは八代右平治以降である。八代右平治は寛政二年（一七九〇）に財政に苦しむ新谷藩に対して、銀札五百目を寸志銀として献上している。九代房五郎は生来病弱なこともあってか、房五郎、右平太、虎之進、太右衛門、顕蔵、湘右衛門と生涯にわたりたびたび改名している。房五郎の時代には、天保九年（一八三三）に幕府巡見使が今坊村を通過するにあたり、諸準備を行っている。房五郎には実子が無かったため、八多喜村上田家に嫁いだ八代右平治の娘駒の子である十代平右衛門が養子に入り、天保九年より庄屋を勤め、ついでその兄の十一代春之進が養子に入り、弘化二年（一八四五）より庄屋を勤めている。春之進は文久二年（一八六二）一月に一旦は庄屋を退き扶持二人分切米四石の御抱坊主格となり、十二代の健治郎が代々家名帯刀御免として庄屋役を継いでいるが、幕末の難局であったためか、翌年七月には春之進がすぐに庄屋に戻り、健治郎が庄屋代勤となっている。その後健治郎は、明治一二年（一八七九）に今坊村戸長、ついで明治二三年喜多灘村村長に就任した後、大正四年（一九一五）から同一二年まで郡会議員を勤めた。

久保家文書には安政三年（一八五六）の家相図（コー12・写真1）が残されているが、これにより久保家の幕末期の姿がよく分かる。家相図には「今坊里正久保氏宅相」と記され、「訂正者八千代菴椿陵」の名前が見える。江戸時代後期以降、庄屋や大きな商家などでは、家を建てるにあたり家相見に依頼し家相図がつくられることが多くなるが、「八千代菴椿陵」もそうした家相見の一人であろうか。

久保家は堅固な石垣を巡らした敷地の上に居宅があるが、家相図では敷地の中央やや西寄りに大きな居宅があり、南には二間と八間からなる長屋が描かれている。居宅については東側の南寄りに表戸口があり、入口の左には一間四方の竹座の男部屋、同じく一間四方の塩味噌部屋が並んでいる。表戸口の正面には土間が広がり、くどやながし、奥には板の間も設けられている。土間より北には、六畳・七畳・八畳・四畳の生活のための部屋があり、その西側には湯殿が突き出ている。さらにその北にはし字に縁が巡らされ、書き込みがないので広さは分からないが、表座敷や庄屋として執務する部屋などが

が設けられていたものと考えられる。

居宅は南北で大きく二つの空間に分かれ、書き込みが見られる南半分が久保家が日常生活を行う上での私的空間、書き込みのない北半分が庄屋所としての公的空間になっている。敷地内この二つの空間は塀で隔てられ、家相図には「公私境」と明確に記されている。この二つの空間に入る門は東側に設けられていたが、公的空間には御成門を用い、私的空間には表門を用いるといったように、使う門についても区別されている。また、敷地の南側にある長屋には物置・木部屋と、六畳の竹座・板の間・土間・湯殿からなる奉公人の生活空間があった。

なお、系図には春之進の事績として「土蔵ヲ建築シ居宅ヲ購求」と記されているが、この居宅が家相図のものに当たる可能性が高い。明治一五年（一八八二）七月に健治郎が記した「盗難御届」（サ3-4）にも、久保家の屋敷略図が添えられている。これと家相図を比べると、居宅や門の位置に変化はないが、敷地の北西に土蔵が新たにでき、南側の長屋だった部分が、部屋・物置部屋・駄屋の三つの建物に分かれている。現在久保家の建物は大きく変わり、往事を思わせるものは石垣のみであるが、家相図はかつてあった庄屋所としての姿を伝えている。

四、久保家文書の概要

久保家文書は総点数一六二六点の文書群である。庄屋久保家が村において行政上の必要から作成した公文書が中心で、久保家の家や経営に関わる私文書は少ない。時代的には近世初頭の文書はほとんど無く、享保期（一七一六～一七三六）以降の文書があるものの天明期（一七八一～八九）頃までは断片的である。寛政期（一七八九～一八〇一）から文政期（一八一八～三〇）にかけても文書の残りは断片的で、天保期（一八三〇～四四）から幕末にかけて文書が急増する。つまり、庄屋でいうと春之進時代の文書がよく揃っている。

今回目録を編成するにあたり、その内容により久保家文書を、ア支配、イ村政、ウ宗門改・戸口、エ土地、オ年貢、カ商業・金融、キ海運・漁業、ク水利・普請、ケ宗教、コ家・典籍、サ近代の十一の大項目に分類した。各項

目ごとの文書点数は表2に示した。宗門改・戸口の文書が揃っているほか、支配・村政・年貢の基本資料もよく残っていることが分かる。以下、各項目ごとに簡単な解説を加える。

ア支配はさらに、ア1巡見・役人廻村、ア2法令、ア3軍事・夫役・英国船、ア4拝借・献上・合力・運上、ア5水主銀、ア6吟味・刑罰・取締、ア7庄屋役申付、ア8その他の中項目に分類した。ア1は幕府巡見使や藩役人の来村に関わる資料であるが、そのうち「御巡見使様御通駕諸控」(ア1-2)は、巡見使の受け入れ準備から通過して終わるまでの様子を一部絵入りで詳細に記した文書で貴重である。ア2では長崎の俵物となる煎海鼠の増高について、大洲藩領と新谷藩領の漁村が請け負った請書(ア2-4、5)が珍しいほか、新谷藩の基本的な法令をおさめた文書が多くみられる。ア3には異国船渡来により海防の備えが進む中で、新谷藩が行った農兵取立や非常時差し出す軍役夫に関わる文書などが含まれている。幕末の社会情勢における一つの小藩の動向やそれにとまなう村の対応がよく分かる文書が多い。その他海付村ということもあり、水主役に関わる文書なども揃っている。

イ村政は、イ1面倒入用、イ2年行司算用帳、イ3村銀受払帳、イ4村中足役触控帳、イ5村入用銀取替帳、イ6難渋者・救米、イ7文書雛形、イ8その他の中項目からなる。ここには、年行司や小走など村の役職に関わる文書や村入用に関わる文書が含まれている。

ウ宗門改・戸口は久保家文書で最も多い文書で、ウ1宗門御改帳袋、ウ2宗門御改帳、ウ3人数増減出入、ウ4宗門御改入用、ウ5宗門送状、ウ6逗留手形、ウ7往来手形、ウ8その他の中項目からなる。年代としては文政九年(一八二六)から明治五年(一八七二)までのものがあるが、全く欠けている年も数年分ある。久保家文書中の宗門改・戸口は大体が一年分一袋で整理されたようで、その袋がウ1にあたる。その中にウ2の宗門改帳以下の文書が年ごとに整理され、入れられていた。年によっては袋に入っていた文書が完全に揃う年があるほか、継続的に残されてもいるので、村の人口変動や婚姻圏の分析など幅広く活用できる。

エ土地は、エ1検地・畝高、エ2田畑支配帳、エ3その他の中項目からなる。数は少ないが、明和五年(一七六八)、文化九年(一八一二)、天保六年(一八三五)の田畑の高寄帳があるほか、肱川沿いにある大越村の安永五年

(一七七六)の田方検地帳(エ1-3)がある。

オ年貢は、オ1年貢勘定・算用帳、オ2小割帳・小向帳、オ3御蔵庭帳、オ4御勘定目録・免割目録、オ5米免大豆免割附帳、オ6御免銀米元寄帳、オ7不作・用捨、オ8未進・過不足、オ9その他の中項目からなる。物成の米・大豆をはじめ、銀納であった胡麻・櫛・竹・真綿・割木などの年貢全般に関わる文書がほぼ揃っている。

カ商業・金融は、カ1金銭受取、カ2金銭貸借、カ3土地売買、カ4商業、カ5酒札、カ6藩札、カ7その他の中項目からなる。カ3には今坊村内の土地売買の証文を数年分書き留めた「田畑山売券帳」が五冊残っており、土地移動の様相を継続的に追うことが可能である。カ4には商人や職人に与えられた商札・職人札に関わる文書が残されている。

キ海運・漁業は、キ1海運、キ2漁業の中項目からなる。キ1には、今坊村において廻船の営業許可にあたる船札を持つ者を書き上げた文書(キ1-8)をはじめ、今坊村の廻船が他所で難破した際の浦証文、他所の廻船が今坊村近海で難破した際の浦証文などがある。また、今坊村には鯨網・鰯網が許可されていたため、長浜との網代の境界をめぐる争論の文書がキ2に含まれている。

ク水利・普請は、ク1水利、ク2普請の中項目からなる。ク1では今坊村内の尾稗尻井手をめぐり天保十年(一八三九)に起きた水論の文書が揃っている他、ク2では宇津村の奥野源左衛門が中心となり進められた、長浜に波戸を築くための寄付に関わる文書が残っている。

ケ宗教は、ケ1伊勢初穂、ケ2御鬮、ケ3その他の中項目からなる。ケ2は日常生活上つくられた鬮であり、村人の精神世界の一端がうかがえる。

コ家・典籍は、コ1家、コ2典籍、コ3その他の中項目からなる。コ1には先述した家の由緒を物語る藤紋の旗をはじめ、久保家にかかわる祝儀、不祝儀、贈答等の帳面類がある。

サ近代は原則として明治六年(一八七三)以降の文書をここに含め、サ1町村政、サ2土地、サ3家、サ4小作、サ5用水、サ6鉾山の中項目に分類した。サ1には、明治二年の市町村制施行で、今坊村が黒田村と合併し喜多灘村になるにあたっての準備段階の文書がある。サ3には、明治二年から大正三年(一九一四)にかけての久保家の小作に関わる田畑の見分帳があ

表2 久保家文書の分類項目と点数

大項目	中項目	点数	項目計
ア 支配	ア1 巡見・役人廻村	32	182
	ア2 法令	30	
	ア3 軍事・夫役・英国船	17	
	ア4 拝借・献上・合力・運上	32	
	ア5 水主銀	22	
	ア6 吟味・刑罰・取締	19	
	ア7 庄屋役申付	9	
	ア8 その他	21	
イ 村政	イ1 面倒入用	36	163
	イ2 年行司算用帳	30	
	イ3 村銀受払帳	18	
	イ4 村中足役触控帳	18	
	イ5 村入用銀取替帳	5	
	イ6 難渋者・救米	10	
	イ7 文書雛形	6	
	イ8 その他	40	
ウ 宗門改・ 戸口	ウ1 宗門御改帳袋	22	467
	ウ2 宗門御改帳	30	
	ウ3 人数増減出入	42	
	ウ4 宗門御改入用	14	
	ウ5 宗門送状	331	
	ウ6 逗留手形	12	
	ウ7 往来手形	8	
	ウ8 その他	8	
エ 土地	エ1 検地・畝高	18	30
	エ2 田畑支配帳	6	
	エ3 その他	6	
オ 年貢	オ1 年貢勘定・算用帳	48	266
	オ2 小割帳・小向帳	49	
	オ3 御蔵庭帳	15	
	オ4 御勘定目録・免割目録	25	
	オ5 米免大豆免割附帳	8	
	オ6 御免銀米元寄帳	15	
	オ7 不作・用捨	20	
	オ8 未進・過不足	31	
	オ9 その他	55	
カ 商業・金融	カ1 金銭受取	79	171
	カ2 金銭貸借	13	
	カ3 土地売買	12	
	カ4 商業	4	
	カ5 酒札	30	
	カ6 藩札	7	
	カ7 その他	26	
キ 海運・漁業	キ1 海運	25	28
	キ2 漁業	3	
ク 水利・普請	ク1 水利	16	26
	ク2 普請	10	
ケ 宗教	ケ1 伊勢初穂	21	91
	ケ2 御圍	41	
	ケ3 その他	29	
コ 家・典籍	コ1 家	34	62
	コ2 典籍	21	
	コ3 その他	7	
サ 近代	サ1 町村政	32	140
	サ2 土地	16	
	サ3 家	17	
	サ4 小作	35	
	サ5 用水	6	
	サ6 鉱山	34	
合計			1626

久保家文書については、昭和四四年に最初に整理を手がけた故桜井久次郎氏により久保家文書解題が記されたほか、同氏が編纂した『大洲藩・新谷藩政編年史』においても久保家文書が多く採られ、資料の筆写が行われている。これらは久保家文書を用いた貴重な成果であり、今回の寄託文書に含まれていない文書の翻刻も一部あるため、そのほとんどを本書に掲載した。本解題とともにあわせてご参照いただきたい。また、活字としては、『愛媛県編年史』第八、第九（昭和四九年・愛媛県）に多くの資料の翻刻が掲載されているが、これはその編纂委員の一人が桜井氏であった関係と思われる。それ以外『長浜町誌』（昭和五〇年・長浜町誌編纂会）、『愛媛県史』資料編近世下

五、久保家文書の利用状況

る。サ6には明治二七年から三三年にかけての豊茂村（長浜町）にあった銅鉱の試掘に関する文書が揃っている。

（昭和六三年・愛媛県）にも一部の資料の翻刻が掲載されている。

（井上 淳・土居聡朋）

上田家文書解題

一、伝来と受け入れの経緯について

上田家文書は、喜多郡長浜町大字白滝の上田家に伝来してきた文書で、平成十三年七月と九月の二度にわたり、上田孝子氏より当館へ寄贈された。

当館へ寄贈された際、上田家文書は、九つの木箱あるいは段ボール箱に保存されていた。九つの内、二つの木箱には、「白滝製糸資料」「滝川村資料 貴船神社：」のシールが貼られてあった。木箱の中には、明治・大正頃の荷箱が転用されたものもあった。段ボールは、近年のものであり、本来の保存箱ではなかった。上田家文書は、一部に整理の痕がみられるものの、全体としては未整理であり、伝来の現状を保っていないかった。

当館での目録整理にあたっては、原秩序を尊重し、まず保存箱ごとに1-9の番号を与えた。次に、史料を上から順に取り上げて枝番号を与え、年代、表題、作成、宛名、形態数量、備考を把握した。最後に、史料一点ごとの内容を検討し、A白瀧製糸、B上田商店、C上田家政、D郡・村・町組、E絵葉書・写真、F新聞・雑誌附録、G文学・教育、H判子、I氏子札、Jその他に分類した。

二、上田家について

上田家の系譜については、図1上田家略系図の通りである。

上田家の祖先は、平氏の流れをくみ、大洲藩領加屋村（現喜多郡長浜町大字白滝）へ移り住み、字名をとって上田を称した。

初代九一郎は、本家二代三左衛門の二男で、資産を与えられて分家し、酒造業下酒屋を営んだ。

三代九右衛門は、娘ヨ子を残して早世した。そのため、分家していた弟武七郎が四代を継ぎ、家政を納めてヨ子を養育した。資産については本家五代又平が管理した。その後、又平の二男永三郎が養子に入り、五代を継いだ。六代東平の頃より酒造業で貸損を生じた。東平は、東三郎（後又一郎）を

残して早世した。そのため、分家していた弟元三郎が七代を継ぎ、東三郎を養育した。明治五年（一説に明治四年）に、又一郎が八代を継ぐが、家政不如意により資産家屋を売却した。

この危機を救ったのが、上田家中興の祖と称される九代誠一郎である。誠一郎は、七代元三郎の長男で、明治五年より呉服雜貨商を営んだ。明治二十九年に設立された伊豫白瀧製糸株式会社では専務取締役就任し、地場産業の振興に努めた。また、明治三十年代半ばから四十年代半ばにかけては滝川村の村長や助役に就任し、村有財産の確立に努めた。さらに、白滝公園の觀光化にも尽力した。

上田家は、本家や他の分家とも婚を通じて密接な関係にあった。一族の中には酒造業のほか、庄屋を勤めた者もあった。上田家は、近世から近代にかけて地元の有力氏族であった。

なお、図1上田家略系図によると、上田家の屋号は、初代九一郎が全、四代武七郎が \triangle 、七代元三郎が \square を用いた。ただし、七代元三郎時代の史料に全が見られる。七代元三郎は、分家後 \square を用いていたが、兄の早逝で本家を継いだ後は全を併用したと思われる。四代武七郎についても、同様だったのではないだろうか。九代誠一郎は、七代元三郎の長男であったためか、あるいは上田家を再興した意識からか、 \square を多用している。

三、文書の概要について

上田家文書の総点数は、四〇八点である。以下、分類ごとに特色を述べることとする。

A 白瀧製糸（一一点）

主に明治二十九年に設立された伊豫白瀧製糸株式会社に関する文書である。特に、「製糸録」は、明治二十九年の設立から明治二十九年の株主総会において諮られた第一号議案（目論見書・定款・役員報酬・役員旅費弁償規定・創業総会協議案）、各期の貸借対照表及び損益一覧表、明治三十六年の株主と株数などから、伊豫白瀧製糸株式会社の実態をうかがうことができる。

B 上田商店(八五点)

主に明治五年より呉服雜貨商を営んだ上田商店に関する文書である。明治初年から昭和初年にかけての「勘定下改帳」がほぼ揃っており、経営状況の一端をうかがうことができる。また、広告類もかなり揃っている。中には「明治五年六月呉服大物類開業」と記された開業五十年記念大売出しのものもあり、上田商店の歴史を傍証する。

C 上田家政(五五点)

主に上田家の奥向きに関する文書である。明治初年から大正にかけての「奥方大福帳」「奥方雑用帳」「永用帳」がほぼ揃っている。日々の出納や、金銭貸借に関する記載が大半である。ほかに造作に関する文書などが含まれる。なお、B上田商店とC上田家政は、双方の記載が混在している文書もあり、記載内容の中心により分類した。

D 郡・村・町組(四九点)

主に喜多郡・滝川村・加屋(村)町組に関する文書である。中でも明治初年から大正初年にかけての組内の借金調書と貴船神社の修築に関する文書が大半である。特に「明治八年十月 上田又市郎借金取調帳 加屋村町組」からは、町組が大借者の内容を取り調べ、貸借者双方の仲立ちをしていたことがうかがえる。ほかに明治末から大正初年にかけての喜多郡と滝川村の予算書などが含まれる。

E 絵葉書・写真(一六点)

主に金山出石寺と白瀧公園に関する絵葉書である。中には上田商店制作の「白瀧観光記念絵はがき」もあり、上田家が白瀧公園の観光化に尽力していたことをうかがうことができる。

F 新聞・雑誌附録(三二点)

主に戦前発行されていた『主婦之友』や『大阪毎日新聞』の附録である。昭和初年は著名画人の絵画が多いが、しだいに時代を反映して皇室関係の絵画が多くなる。

G 文学・教育(一一八点)

主に漢籍『小学』、紀行『筑紫紀行』、読本『夢想兵衛胡蝶物語』、往来『実語教』、歌舞伎『契情稚児ヶ淵』、軍記『曾我物語』などである。中には「安政六己未二月調之 上田馬之助」「小学内篇外篇四冊 新谷墨田屋ニテ調

之 代銀十五匁拂申候」「文久三癸亥正月 檜田李之進先生々受納仕候上田馬之介主」「明治廿一年十一月調之 上田誠一郎」などと記されているものもあり、九代誠一郎(幼名馬之助)の教養をうかがうことができる。なお、目録の作成欄には、著者、編者、板元、発行元等作成に関わる情報を広く記載した。

H 判子(一二点)

主に上田商店で使用されていた判子である。中には上田誠一郎の肖像を刻印したものもある。

I 氏子札(五点)

明治五年に授けられた貴船神社の氏子札四点が、元治元年の初穂袋に保存されていた。七代元三郎や九代誠一郎のものであり、生年月日を知ることができる。

J その他(二五点)

前記分類に属し難いものや点数が少なく分類し難いものである。上田家文書の大半は、近代文書である。特に、九代誠一郎に関係するものが多い。分類によっても明らかのように、上田家文書を商家文書と概括することはできない。九代誠一郎の幅広い活躍を物語るかのように多面的な性格もっている。

(平井 誠)

【付記】

上田家文書については、故西山仁氏を通じて、上田孝子氏より寄贈いただいた。上田家文書の調査にあたっては、上田孝子氏に種々のご教示をいただいた。記して感謝申し上げます。

表1 上田家文書の分類と点数

項目	点数
A 白瀧製糸	11
B 上田商店	85
C 上田家政	55
D 郡・村・町組	49
E 絵葉書・写真	16
F 新聞・雑誌附録	32
G 文学・教育	118
H 判子	12
I 氏子札	5
J その他	25
合計	408

図1 上田家略系図

・上田孝子氏所蔵の上田家系図を基本に、上田孝子氏からの聞き取り、氏子札、『大洲市誌』、『長浜町誌』などを参考として作成した。
 ・『長浜町誌』九四五頁『上田総本家由緒書』によると、「上田総本家上一八ノ主上田謙吉」は、「八多喜村里正上田久左衛門」の「五男」とある。ここでは、上田孝子氏所蔵上田家系図にしたがった。

